

西条市農業委員会 平成29年5月定例会農地部会（第1部会） 議事録

1 日 時 平成29年5月8日（月） 午後2時23分から午後2時36分

2 場 所 東予総合福祉センター 2階会議室

3 会議構成員現在数 20名

4 出席者 14名

第1農地部会長	28番	西原 昇	
第1農地部会長職務代理者	33番	日野 哲也	
委員	4番	高橋 洋一	35番 一色 達夫

	10番	加藤 武司	38番 石橋 和敏
	11番	高橋 忠親	
	17番	長谷川 孝師	
	18番	曾我 正富	44番 渡部 桂
	20番	松本 義之	45番 戸田 博明
			46番 久松 博重
			48番 日野 重忠

欠席者 6名	7番	渡辺 春正	36番 高橋 悟
	29番	伊藤 孝司	41番 楠 學
	34番	高橋 信晃	42番 川上 敏数

5 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功 東予分室長 谷本 仁志

事務局次長 渡邊 賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

## 7 議事内容

部会長

ただ今から、第1農地部会におきます、平成29年5月定例農地部会を開会いたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。

高橋忠親委員、長谷川孝師委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が渡辺春正委員、伊藤孝司委員、高橋信晃委員、高橋悟委員、楠學委員、川上敏数委員から出ておりますのでご報告いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

### 農地法第3条関係

部会長

議案書39ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請内容を説明いたします。

なお、議案書41ページ、12号、〇〇氏及び〇〇氏の申請取り消し願いが、5月2日に提出されました。

ご了承願います。

まず、7号及び8号について、審議いたします。

本件について、〇〇委員は、本件譲受人にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

部会長

7号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

8号は、〇〇氏が、〇〇氏から、一般贈与を受けようとする申請であります。

以上2件であります。事務局から補足説明があれば、お願いします。

事務局

特にありません。

部会長

以上のような内容ですが、いかがいたしましょうか。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員

7号、8号、問題ありません。

部会長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
部会長	ありがとうございます。 『異議なし』ということですので、以上、2件を、原案どおり許可することといたします。 以上で〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。 〇〇委員、お入りください。  (〇〇委員 入場・着席)
部会長	審議を再開いたします。 議案書40ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請内容を説明いたします。 9号及び10号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏及び〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 11号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 以上、3件 提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。 事務局から補足説明があれば、お願いします。
事務局	特にありません。
部会長	以上のような内容ですが、いかがいたしましょうか。 委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。
地区委員	9号、10号、問題ありません。 11号、問題ありません。
部会長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
部会長	ありがとうございます。 『異議なし』ということですので、以上3件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

部会長 次に、42ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。  
3号は、〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請であります。  
以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。  
事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局 3号ですが、申請地には申請人の住宅の一部が建つなど住宅の敷地として利用されており、その是正案件であります。  
当該地を農地としてみた場合、転用許可基準は満たしているものと考えておりますので、許可はやむを得ないと考えられますが、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事をしない様、指導しております。  
また、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

部会長 以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。  
委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員 3号、問題ありません。

部会長 その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

部会長 ありがとうございます。  
『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

部会長 次に、44ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。  
14号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。  
15号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設

しようとする申請であります。

16号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を1棟建設しようとする申請であります。

17号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請であります。

18号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、8区画の宅地を分譲しようとする申請であります。

19号及び20号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用し、さらに、〇〇氏外〇名から使用貸借権設定を受け、露天資材置場への進入路に転用しようとする申請であります。

21号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

22号は、〇〇氏外〇名が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

23号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

以上、10件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局

16号ですが、既に申請地の造成工事に着手していることから、行政書士を通じて工事を中止するよう指導しております。

19号及び20号ですが、申請地は露天資材置場及びその進入路として利用されており、その是正案件であります。

当該地を農地としてみた場合、転用許可基準は満たしているものと考えておりますので、許可はやむを得ないと考えられますが、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事をしない様、指導しております。

なお、いずれの案件も、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

部会長

以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。

委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員

14号、15号、問題ありません。

16号、17号、問題ありません。

18号、問題ありません。

19号、20号、23号、問題ありません。  
21号、22号、問題ありません。

部会長 その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

部会長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上10件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農用地利用集積計画関係

部会長 次に47ページ、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、概要の説明を致します。

なお、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしており、詳細については議案書をご覧ください、ご審議願います。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、87件、面積が、252,438.86㎡となっております。

以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

部会長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

#### 報告承認案件

部会長 次に、64ページ、報告承認案件について、お知らせいたします。

平成29年3月16日から、平成29年4月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、18件受理いたしました。

以上で報告を終わります。

それでは本日の第1農地部会を閉会します。

慎重審議どうもありがとうございました。

西条市農業委員会 平成29年5月定例農地部会（第2部会） 議事録

1 日 時 平成29年5月8日（月） 午後2時3分から午後2時21分

2 場 所 東予総合福祉センター 2階会議室

3 会議構成員現在数 20名

4 出席者 18名

第2農地部会長	37番	渡部 菊秀		
第2農地部会長職務代理者	40番	垂水 久明		
委員	1番	瀬良 隆彦	25番	渡邊 敏昭
			26番	佐々木 康成
	6番	村上 繁敏	27番	越智 敏夫
	12番	芥川 森夫	30番	工藤 雅志
	13番	余吾 秀利	31番	桑村 浅藏
			39番	曾我部 恒夫
	16番	玉井 正一	43番	渡邊 勝司
	22番	永井 利彦	44番	渡部 桂
	24番	四之宮 明	49番	莖田 元近

欠席者 2名 2番 行元 正治 15番 徳永 良治

5 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請及び

農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功 東予分室長 谷本 仁志

事務局次長 渡邊 賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

## 7 議事内容

部会長

ただ今から、第2農地部会におきます、平成29年5月定例農地部会を開会いたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。

桑村浅蔵委員、曾我部恒夫委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が行元正治委員、徳永良治委員から出ておりますのでご報告いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

### 農地法第3条関係

部会長

議案書2ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請内容を説明いたします。

12号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

13号は、〇〇会社が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

14号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

15号は、〇〇氏が、〇〇氏から、生前一括贈与を受けようとする申請であります。

16号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

17号は、〇〇氏が、〇〇氏から、小作地解放を受けようとする申請であります。

18号及び19号は、〇〇氏と〇〇氏が互いの農地を交換し、互いに小作地解放を受けようとする申請であります。

20号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

21号及び22号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏及び〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

23号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、12件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。事務局から、補足説明があれば、お願いします。



事務局 13号は、〇〇が、農地所有適格法人つまり農業生産法人であることを確認しております。  
15号は、父から子への生前一括贈与です。  
18号及び19号は、〇〇氏と〇〇氏の農地を交換(所有権の交換)し、慣行小作権を消滅(解放)させようとする申請です。  
21号及び22号ですが、〇〇氏の現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、農地の購入予定面積が、計〇〇㎡であり、下限面積の4,000㎡を超えています。

部会長 以上のような内容ですが、いかがいたしましょうか。  
委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 12号、18号、19号、問題ありません。  
13号、15号、問題ありません。  
14号、問題ありません。  
16号、問題ありません。  
17号、22号、問題ありません。  
20号、問題ありません。  
21号、問題ありません。  
23号、問題ありません。

部会長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

部会長 ありがとうございます。  
『異議なし』ということでありますので、以上12件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第5条関係

部会長 次に、7ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。  
24号は、〇〇会社、〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請であります。  
25号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請であります。

以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。  
事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局 特にありませんが、いずれの案件も、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

部会長 以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。  
委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員 24号、問題ありません。  
25号、問題ありません。

部会長 その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

部会長 ありがとうございました。  
『異議なし』ということですので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第3条及び5条関係（営農型太陽光発電設備）

部会長 次に9ページ、議案第3号、営農型太陽光発電設備に係る農地法第3条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、両者を一括議題といたします。

まず、農地法第3条について、24号は、〇〇会社が、新規就農のため、〇〇氏の農地について、賃借権を設定しようとする申請であります。

次に、農地法第5条について、26号は、〇〇会社が、〇〇氏から賃借権の設定を受けて、営農型太陽光発電設備を建設するため、支柱部分について一時転用しようとする申請であります。

以上、2件、提案いたしますが、〇〇会社は一般法人として、新規就農となりますので、その就農の可否を問うため、先月末、面接を実施いたしました。

面接結果について、地区担当委員から報告をお願いします。

地区委員 今回の農地の借り入れ希望者につきましては、平成29年4月28日に、東予総合支所において、兵頭職務代理、渡部部会長及び私、玉井が

面接を行いました。

当案件の申請人であります〇〇会社は、〇〇に本社、愛媛県においては〇〇市に四国オフィスを設置している住宅のリフォーム等を行う会社ですが、営農型太陽光発電設備を〇〇に設置し、太陽光パネルの下で営農を行うため、農地法3条及び5条の申請が議案書9ページのとおりなされております。

農地を20年契約で貸借するということですが、一般法人の新規就農ということになり、〇〇の現場担当者に対して、営農について面接を行いました。

作目は、サカキとのことでしたが、シキビの方が収益性が高いのではないかと、縷々営農について質疑、助言をいたしました。

また、営農あつての一時転用許可なので、当地でしっかり営農するよう指導し面接を終了いたしました。

〇〇会社の新規就農については、妥当と判断いたしました。

部会長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局

譲渡人が所有する農地5筆を、譲受人の〇〇会社が借り受けてサカキの栽培を行い、農地上空に営農型太陽光発電設備を設置するという申請です。

会社自体、法人格を持っており、農地を借り受ければ営農はできますが、農地所有適格法人ではないため、解除条件付きでの賃借権を設定することになっております。

転用に関しては、農地面積〇〇㎡のうち支柱部分にあたる6.21㎡を転用することになりますが、国からの通知により、転用期間は3年以内の一時転用となっております。

なお、当該転用事業に関しては、畑地かん水運営委員会とも覚書を交わし、地元土地改良区からも、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

部会長

以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。

委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員

24号、26号、問題ありません。

部会長

その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

部会長

ありがとうございました。

『異議なし』ということですので、農地法第3条にかかる耕作目的の賃借権の設定、1件を許可し、農地法第5条にかかる一時転用、1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農用地利用集積計画関係

部会長

次に12ページ、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、概要の説明を致します。

なお、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしており、詳細については議案書をご覧ください、ご審議願います。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、78件、面積が、26万4千642㎡となっており、所有権の移転が、8件、面積が、2万6千270.97㎡となっております。

また、「議案書22ページ・申請番号「3084」の受人〇〇氏については、新規就農者であり、面接を実施しました。

地区担当委員から、面接結果の報告をお願いします。

地区委員

今回の新規就農に伴う農地の借り入れ希望者につきまして、平成29年4月28日に、東予総合支所において面接を行いました。

面接を行ったのは、兵頭職務代理、渡部部会長および私、芥川です。

当案件の申請人は〇〇氏、60才であります。

〇〇氏は、太陽光パネルの設置等をする会社を経営されていたのですが、会社経営は後継者に任せ、本人は、旧知の〇〇氏、65才の農業後継者となるべく議案書22及び23ページ、申請番号3084に上程されておりますとおり、〇〇筆、計〇〇㎡についての利用権設定を受け、新規就農を図りたいとのことでした。

作目は、サトイモ、キウイ、ナス、じゃがいも、白菜などを当面、予定しており、本人も含め3人での営農となり、出荷予定先のJA周桑とも協議を行っているとのことでした。

また、ゆくゆくは、法人化も図りたいとのことでした。

この営農計画に対し、露地ものは価格が安定せず、リスクが伴うと指摘したところ、将来的には、ハウスいちごも視野にいれているとのこと

でした。

主要な農機具も確保しており、〇〇氏の使用貸借権の設定については、妥当と判断いたしました。

部会長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

部会長 ありがとうございました。  
「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

#### 報告承認案件

部会長 次に、33ページ、報告承認案件について、お知らせいたします。  
平成29年3月16日から、平成29年4月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、14件受理いたしました。  
農地の原形変更届を、1件受理いたしました。  
以上で報告を終わります。  
それでは本日の第2農地部会を閉会します。  
慎重審議どうもありがとうございました。